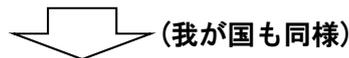


大学教育の主要課題について（概括）

1. 歴史的・国際的に確立された考え方（大学制度の発祥 → 近現代）

- 大学は、歴史的・国際的に確立された共通の考え方により、
 - ・ 高度な教育と、それを支える研究を行い、
 - ・ 自主的・自律的に活動し、
 - ・ 大学固有の性格に基づいて学位を授与する、団体であり、こうした仕組みが、各国で制度的な保証を受けているもの。



2. 我が国の大学法制（(明治～)戦後 → 現代）

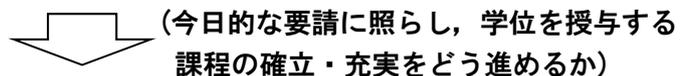
- 大学に、一定の社会的使命を実現する目的が設定され、それに沿って制度的な体系（法制）が整備。この中心が、大学固有である学位制度。
- 具体的には、教育基本法や学校教育法により、基本的な枠組みが整えられている。

【学校教育法】

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第104条 大学は…、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を…授与するものとする（短大卒業者には短期大学士の学位を授与）。



3. 現在の大学教育の主要課題（質の保証・向上のため）

- 学位課程に関し、「21世紀答申」(H10)や「将来像答申」(H17)以降、2つの観点から指摘。

(1) 制度的な共通性の確保

- ・ 「学士課程答申」(H20)：3つの方針の明確化
- ・ 「大学院答申」(H17, 23)：大学院教育の実質化

(2) 各大学の個性・特色の発揮

- ・ 「将来像答申」：機能別分化への対応
- ⇒ 各大学の使命（ミッション）の明確化

これまでの検証と更なる展開
(審議要請①)

支援策の具体化
(審議要請②)

あわせて、これらのためのガバナンス強化
(審議要請③)

(大学分科会での審議)

また、

- ・ 震災後の我が国の人材育成のあり方、
- ・ 産業・就業構造の変化、グローバル化の進展、

を踏まえて審議。

（参考）明治の帝国大学令と、現在の教育基本法

【帝国大学令】（明治19年）

第1条 帝国大学は、国家の須要に応ずる学術技芸を教授し、及その蘊奥を攻究するを以て目的とする。

【教育基本法】（平成18年）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条（生涯学習の理念）

第4条（教育の機会均等）

第5条（義務教育）

第6条（学校教育）

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

論点メモ

● 前回（5月25日）の大学教育部会の議論

(1) 学位課程（プログラム）の確立

- 学位課程（プログラム）を確立する観点からの設置基準の検討。
- 大学の国際化に当たり、学位課程（プログラム）の確立（ダブル・ディグリーやジョイント・ディグリーへの対応を含む）。
 - ・卒業までに修得すべき知識・能力の明示と、その実践（全教職員の意識の共有）。
 - ・単位の実質化と、その前提として、学生の学習の量と質の把握。
 - ・計画的な履修方針に基づく授業科目とその体系の整備（シラバスとナンバリング）
 - ・オープンコースウェアに見られるような授業内容の積極的な発信。
 - ・英語による教育や情報発信
- 各大学の実質的な努力を把握する仕組み。欧米では、様々なセンターやコンソーシアムによる取組。
- 医療系，理工系，人文系など，分野により，質に関する課題が異なる（例えば，理工系はかなり激しい競争）。
- 機能別分化は，7つの類型化ではなく，どういうミッションを大学が持っているかが重要。それに対する各大学の達成状況の検証が質の保証につながる。
- ツールとしての基盤教育（英語，日本語，数学的な思考）の体系的な実施について。

(2) グローバル化

- グローバル化は，一部の企業と大学にとっての課題ではなく，基本的に，すべての大学にとっての課題であること（例えば，世界の動向への理解と，想定外のことがあっても自ら判断して，リーダーシップをとれる人材の養成）。

(3) 教育情報の公表

- 教育情報について，ウェブサイトでの公表が不十分な大学。
- 様々な形で大学に求められる情報のテンプレートの標準化（アメリカでは，データ書式が決まっているため，少人数でIRが対応可能）。
- 認証評価において，各団体の方針を前提とした上で，基本データの共通化の検討。
- 大学の強みを示す観点から，認証評価の結果の情報発信への活用。

(4) その他

- 初中教育との情報の共有の必要性。また，産業界を含む社会との関わり。

● 審議いただきたい課題

1. 学士課程教育の確立・充実に関する諸課題について

- 「将来像答申」（平成17年）や、その後の「大学院教育答申」（平成17年・23年）と「学士課程答申」（平成20年）を通じて、体系的・一貫性あるプログラムとしての学位課程の確立・充実が課題とされてきた。
- そうした中で、「学士課程答申」を踏まえ、各大学で関連する改革が様々な進んできたことの検証と今後の展開についてどう考えるか。

2. 産業・就業構造の変化やグローバル化の進展を踏まえた大学教育について

① 就業力の向上をはじめとする大学教育の課題について

- 大学教育を通じて、専門的知識を培うとともに、知的・道徳的・応用的能力の育成の観点から人材育成についてどう考えるか。
- 卒業後に国内外の多様な場で活躍できるような教育・学生支援の充実をどう図るか。

② 社会人をはじめとする幅広い年齢層の学生を想定した大学教育について

- 各大学による多様な学習の提供（例えば、履修証明制度の活用）が進むことが期待され、そうした促進方策についてどう考えるか。

1. 学士課程教育の確立・充実に関する諸課題について

- 上記の制度改革や支援が講じられてきたこともあり、各大学の主体的な取組の進展が見られる。

改革の進展の例

【教育内容・方法の改善】

○教養教育のための学内体制の整備	H17：529大学（76%）→ H20：583大学（81%）
○ Semester制の導入	H6：200大学（39%）→ H20：493大学（68%）
○シラバスの作成	H5：80大学（15%）→ H20：696大学（96%）
○GPAの導入	H12：68大学（13%）→ H20：330大学（46%）
○インターンシップの実施	H10：143大学（24%）→ H21：521大学（69%）

【グローバル化】

○海外との単位互換の実施	H16：151大学（22%）→ H20：246大学（33%）
○海外とのダブル・ディグリー実施	H18：37大学（5%）→ H20：85大学（11%）
○留学生の受入数（学部）	H3：17,166人（1%）→ H22：70,021人（3%）
（大学院）	H3：13,816人（14%）→ H22：39,097人（14%）

【教員の教育活動】

○FDの実施	H5：151大学（29%）→ H20：727大学（97%）
○学生による授業評価の実施	H5：38大学（7%）→ H20：597大学（83%）
○教員の教育業績の評価の実施	H12：103大学（16%）→ H20：341大学（46%）
○教員が教育に費やす年間の平均時間（総職務時間に占める割合）	
（人文・社会科学分野）	H14：675時間（26%）→ H20：851時間（33%）
（自然科学分野）	H14：627時間（21%）→ H20：755時間（25%）

【情報の公表】

○自己点検・評価の公表	H5：59大学（11%）→ H20：669大学（90%）
○認証評価を受けた大学	0 → H22：721大学（100%）
○教育情報の公表（制度的位置づけ）	H11：「情報の積極的な提供」を規定 → H23：全大学で公表されるべき情報の内容を明確化

- これまでの一連の改革や各大学における活動の進捗を踏まえると、これまでの改革には一定の進展があったとすることができる。そうした成果と課題を検証しつつ、今後の質の保証と向上に関し、さらに審議を深める必要がある。
- 以下の事項は、「学士課程答申」の提言を踏まえた例であり、今後、これらについて、具体的な検証を行い、更なる展開を図ることが求められる。
その際、分野の特性に配慮しながら検討する必要がある。

(1) 学位授与の方針

例：・人材養成目的の作成と公表

・修了時に修得することを想定する知識・能力

例：・本年4月の省令改正により、「修得すべき知識・能力に関する情報」を各大学で公表に努めることとされており、それを受けた各大学の取組事例は多様であるが現時点では、総じて、抽象的な記述にとどまっていないか。

・「学士力」に関連して、各大学で、学士課程を通じた学習成果を具体的に示す試みがどのようになされているか（それぞれの教育理念、学生の実態、分野の特性等を踏まえた検討の状況）。

(2) 教育課程の内容・方法の方針

① 教育課程の体系化

例：・順次性のある体系的な教育課程の編成

例：・一貫した学士課程教育として、教育課程の体系化が図られているか。

・幅広い学修の機会を提供するための意図的・組織的な取組
・大学間や地域の諸団体との連携強化による教育内容の豊富化

② 単位制度の実質化

例：・学生の学修時間の実態を把握し、教育方法の点検・見直し

・シラバスの整備、授業時数の確保

例：・各授業科目における授業時数の確保や、学生の学習状況の把握の状況について。

③ 教育方法の改善

例：・双方向型の学習をはじめとする多様な教育方法の導入

・教育研究上の目的に応じた情報通信技術の活用

④ 成績評価

例：・GPA等の客観的な基準の認識の共有と厳格な適用

例：・GPAの導入・実施に当たり、国際的に通用する仕組みとしての観点（評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど。

・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援の実施。

・国際化を特色とする大学における外国語コミュニケーション能力の厳格な評価

(3) 入学者受入れの方針

例：・学位課程のあり方に照らした入学者受入方針の明確化

(4) そのほかの課題

例：・FD・SDの推進

例；・個々の教職員の努力とともに、教職員の組織的な活動を通じて、質保証・向上を果たす観点からどのように機能しているか。

・教育情報の公表の促進（本年4月に施行）

例：・省令改正を契機として、多くの大学が、ウェブサイトに「教育情報の公表」といったコーナーを開設し、情報を公表している。そうした各大学の取組状況の把握と、更なる検討について（本年6月から、文科省の協力者会議で検討開始）。

【検討の論点】

- 各大学の教育情報を、情報を求める者の観点から、分かりやすく示すこと。
 - ・ 大学団体によるガイドラインの作成・公表。
 - ・ 学習希望者、産業界等の社会など、いわゆる「ステークホルダー」にとって分かりやすい情報の表し方。
 - ・ 国際競争力の観点から、大学の情報をグローバルに発信。
- 教育情報を各大学の運営の改善に生かす仕組み。
- これらに関連して、大学における事務負担の軽減。

2. 産業・就業構造の変化やグローバル化の進展を踏まえた大学教育について

(1) 就業力の向上をはじめとする大学教育の課題について

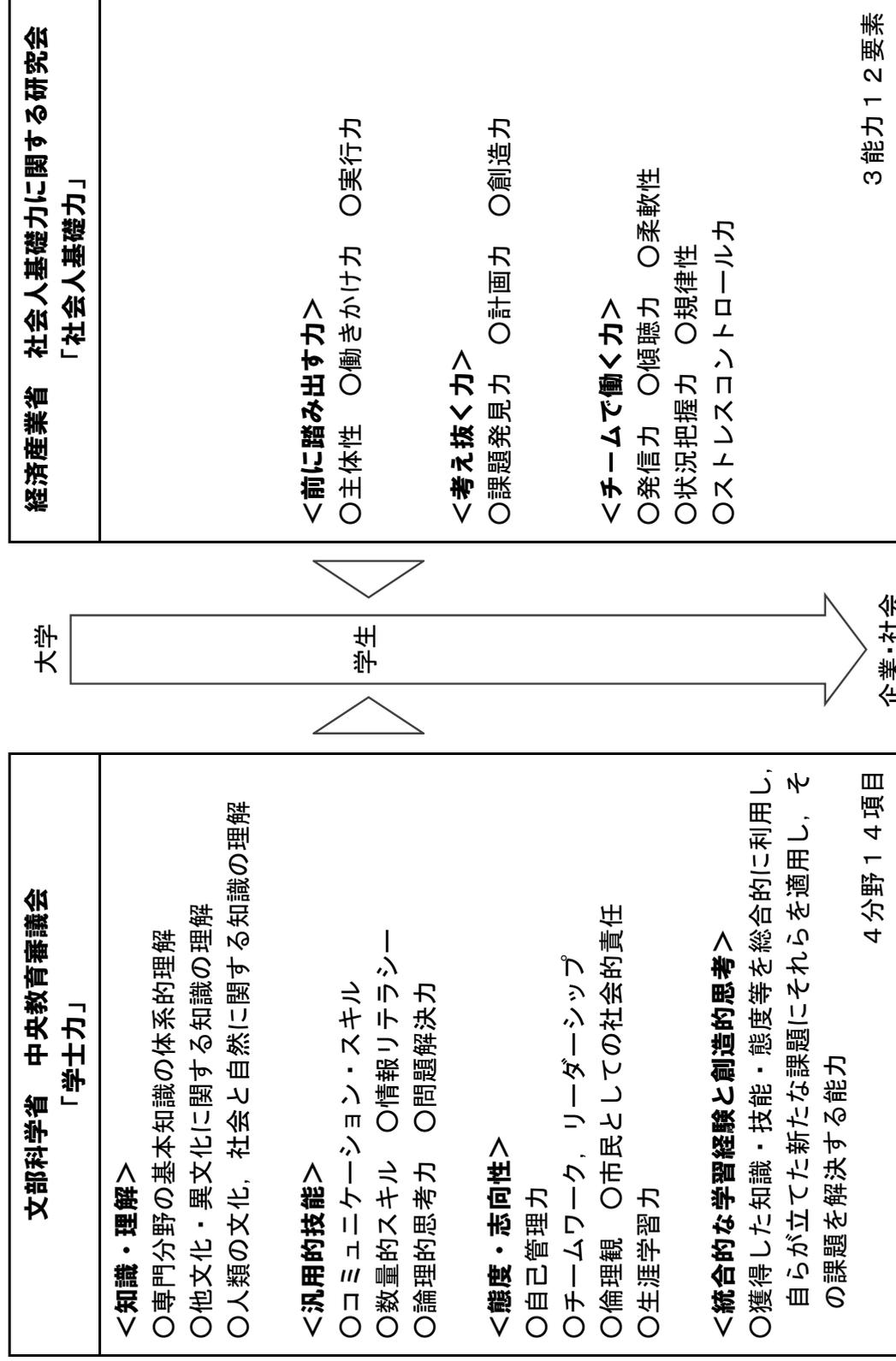
- 大学教育を通じて、専門的知識を培うとともに、知的・道徳的・応用的能力の育成の観点から、以下のような人材の育成についてどう考えるか。

例えば、

- ① 自然や社会の事象等に関し、正しい知識・理解を備え、発信できる知的人材、
 - ② 幅広い教養、高い公共性・倫理性を持ち、社会の安定・発展・創造に貢献する意欲・能力を持つ人材、
 - ③ 経済・社会のグローバル化が急速に進展する中で、グローバルな社会で活躍できるコミュニケーション能力や調整能力の高い人材。
- 関連して、日本人学生・外国人学生を問わず、卒業後に国内外の多様な場で活躍できるような教育・学生支援の充実をどう図るか（国内外での雇用を念頭に置いた就職支援の推進を含む）。
 - これらに関し、大学関係者と産業界等社会との対話の促進をどのように進めるか。

- 平成22年には、学生の社会的・職業的自立に関する指導等の実施の明確化のため、大学設置基準を改正（平成23年4月に施行）。
- 文部科学省では、こうした設置基準改正を含む「就業力育成5カ年プラン」を公表。

(参考) 「学士力」と「社会人基礎力」について



参考: (株)進研アド(http://shinken-ad.co.jp/between/trend/vol01_2.html)

(2) 社会人をはじめとする幅広い年齢層の学生の受入を想定した大学教育について

- 我が国の大学教育は、国際的に比較した場合に、成人学生の占める割合が極めて少ないことが指摘されてきた。

○ 昨年の大学分科会でも、「幅広い年齢層の者が学ぶ大学教育の推進」について審議まとめを公表。

- 幅広い年齢層の者がキャンパスでともに学ぶ意義や、社会人の職業訓練への貢献の必要性にかんがみて、各大学による多様な学習の提供が進むことが期待され、そうした促進方策についてどう考えるか。

○ 多様な学びの方法の一つとして、平成19年に、履修証明制度が導入され、いくつかの大学において先進的な取組も見られるが、いまだ十分に浸透・定着しているとは言えない。

履修証明制度の現状について、次のような課題が指摘されている。

- ・ 学内の一部の教職員に依存した事業運営ではなく、多くの者の協力による組織的な活動であること
- ・ 教育課程として水準が確保され、それが社会的に認知されていること
- ・ 産業界・自治体との継続的な連携が確保されていること

○ 国では、各大学の取組を促すため、全国的な現状を把握しながら、情報提供を行うことが課題となっている。

- また、各大学が、それぞれの使命（ミッション）に基づき、組織体としてまとまりのある運営を行うためには、学内の各機関の役割と連携体制、意思決定と実行の手続きが明確であることが重要。

学内組織・運営（ガバナンス）の在り方については、そうした観点も踏まえて検討すべきではないか。

(参考) 大学における多様な学習の機会について

- 平成19年の学校教育法の改正により，大学の目的として「成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与する」ことが明確化。
- 各大学では，学生・地域の多様なニーズに応じて，どのような手法・形態を通じて，学びの機会を提供するか，それぞれの使命（ミッション）に基づいて判断・実施することが求められる。

大学での多様な学びの機会（学位や単位の取得の観点から）	○学位授与：	}	学校数，修了者数(H22)
	(博士)		(博士) 431校， 11,807人
	(修士)		(修士) 580校， 73,220人
	(学士)		(学士) 735校， 541,428人
	(短期大学士)		(短期大学士) 364校， 71,394人
	○専攻科：	}	学校数，在籍者数(H22)
	大学卒業生への特別事項の教授研究		185校 4,452人
	○別科：	}	学校数，在籍者数(H22)
簡易な程度での特別の技能教育 (学校教育法第91条)	84校 4,603人		
○履修証明：	}	実施校数，修了者数(H20)	
特定の教育課程を修了した学生に 証明書を交付（学校教育法105条）		39校， 3,370人 (うち放送大学 2,348人)	
		48プログラム	
○科目等履修生：	}	実施校数，修了者数(H20)	
履修した学生に単位を授与（大学 設置基準31条）		445校， 52,524人 (うち放送大学 34,732人)	
○聴講生：	}	実施校数，受講者数(H20)	
学生が，特定の授業を受けること を目的として在籍		684大学， 1,205,982人 25,411講座	
○公開講座：	}	実施校数，受講者数(H20)	
地域等の要望に応じて行う一定時 間の講義（学校教育法107条）		684大学， 1,205,982人 25,411講座	
○任意の学習会			

(以上に関し，通学制と通信制など様々なバリエーションも存在)

(参考) 履修証明制度について

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校による、社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進（法改正により19年12月より制度化）

【学校教育法第105条】

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 対象者：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
 - 内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識技術等の習得を目指した教育プログラム
 - 期 間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定
 - 証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること、及びその名称等を示した履修証明書を交付
 - 質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
- ※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

【履修証明プログラムの実施の状況】

39大学が48プログラム実施（20年度末現在）

履修証明プログラムの例（目的別）：募集定員が50人以下のものが大半。
地域の産業創出や雇用創出を目的とするものも存在。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>就業者に対する専門的知識・技能の獲得、向上</u>
林業生産専門技術の獲得・向上（国立大学）
看護師の感染管理に関する知識・技能の獲得 | <ul style="list-style-type: none">・ <u>若年無業者・早期離職者の就業支援</u>
新卒無業者を対象とした就業支援（私立大学） |
| <p>（私立大学）</p> <ul style="list-style-type: none">製造業の製品管理プロセスの知識・技術の獲得・向上（公立大学） | <ul style="list-style-type: none">・ <u>職業資格を有する休職・退職者の復職支援</u>
看護職者の復職支援（国立大学）
保育・看護資格保有者の復職支援（公立大学） |
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>就業者に対する業務の高度化・現代化に伴う知識・技能の獲得</u>
IT技術を活用した地域の食農産業振興を担う人材育成（国立大学）
国際ビジネス法務に関する知識・技能の修得（私立大学） | <ul style="list-style-type: none">・ <u>就業経験のない職業資格保有者の就業支援</u>
助産師資格保有者向け就業支援（国立大学）
教員資格保有者向け即戦力教育（国立大学）・ <u>定年退職者、主婦等の社会的起業の支援</u>
コミュニティ・ビジネス参画支援（私立大学） |
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>企業経営の中核を担う職能開発</u>
農業者の経営能力向上（国立大学）
中小企業の中核的人材能力向上（国立大学）
看護職の管理能力向上（私立大学） | <ul style="list-style-type: none">・ <u>定年退職者の生活の一部としての学修機会の提供</u>
50歳以上を対象とした質の高い教養教育と多面的な学びの場の提供（私立大学） |

補足：学士課程答申における「学士力」と分野別の質保証について

1. 分野を横断する学士力の提示

- 平成20年の「学士課程答申」は、我が国の学士課程教育が共通して目指す学習成果に着目した参考指針として、「学士力」を提示している。

「学士力」では、我が国の学士課程の多様な現実（アメリカのリベラル・アーツ型から医歯薬学教育等の職業教育まで）を踏まえる必要があるという認識に立ち、できる限り汎用性があるものを提示するようにしている。

【学士力（学士課程共通の学習成果に関する参考指針）】

<知識・理解>

- 専門分野の基本知識の体系的理解
- 多文化・異文化に関する知識の理解
- 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

<汎用的技能>

- コミュニケーション・スキル
- 数量的スキル
- 情報リテラシー
- 論理的思考力
- 問題解決力

<態度・志向性>

- 自己管理能力
- チームワーク
- リーダーシップ
- 倫理観
- 市民としての社会的責任
- 生涯学習力

<統合的な学習経験と創造的思考力>

- これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

- 学士課程における学習成果の目標について、一定の標準性が望まれるとしても、その実現や評価の手法は、各大学の、自主性・自律性が尊重され多様であるべきである。
また、実際に各大学が学位授与の方針等を定める場合には、教育理念や学生の実態に即して、各項目の具体的な達成水準などを主体的に考えていく必要がある。

2. 分野別質保証に関する取組の状況について

- 「学士課程答申」では、分野を横断する「学士力」の提起とともに、分野別の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発の促進など分野別の質保証も検討課題とされた。

そうした問題意識を受けて、日本学術会議における検討が進んでいるとともに、高度専門職分野を中心に検討が見られる。

(1) 日本学術会議における検討

- 大学分科会における学士課程教育の検討を受けて、平成20年に、文部科学省から日本学術会議に「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」検討を依頼した。
- これを受けて、日本学術会議では、平成22年8月に「大学教育の分野別質保証の在り方について」として公表し、基本的な考え方を示している。現在、①言語・文学、②法学、③理工学、の3分野が作業中。
- 並行して、日本学術会議は、分野別質保証の検討のうち、学位に付記する専攻分野の名称の検討を進めている。

(2) そのほか、高度専門職業人養成で資格に関連する分野を中心とする取組の例

- あわせて、教育内容・水準に関する客観的な指標づくりを進めるため、文部科学省では、高度専門職業人養成で資格制度と関連する分野を中心に、学生が卒業までに最低限履修すべき学修内容の指針等について、大学関係者による自主的な作成を推奨している。

①医療系の分野の例

- 医学：平成13年に「モデル・コア・カリキュラム」を作成。その後、平成23年に改訂。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm
- 歯学：医学と同様の検討過程を経て、平成23年改訂。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm
- 薬学：平成14年に「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」が作成され、平成15年に「実務実習モデル・コア・カリキュラム」を作成。
<http://www.pharm.or.jp/rijikai/mcur.html>
- 看護：平成23年「学士課程版看護実践能力と到達目標」を作成。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/40/toushin/1302921.htm

② その他の学士課程で高度専門職業人養成に関連する分野の例

- 獣医学：「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」で必要性が提言。これを受けて、平成23年に作成。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1307168.htm
- 技術者教育：「大学における実践的な技術者教育のあり方に関する協力者会議」で

必要性が提言。これを受けて、平成22年から、千葉大学に設けられた委員会が、技術者教育に関する分野別の到達目標を検討中。

- 教員養成：中教審答申をはじめとする各種の機会の研究開発の必要性が提言。それらを踏まえ、平成23年に報告書が取りまとめられている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1307327.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1307274.htm

- 社会福祉：文科省が実施した先導的委託事業により、平成23年度中に、日本社会福祉教育学校連盟により作成予定。

<http://www.jassw.jp/member/pdf/11030901.pdf>